

令和4年度 第1回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和4年4月12日(火) 午後4時			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (13人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之
	9番 中本 敏彦	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (11人)	北中 善隆	遠藤 一夫	三嶋 邦彦	小前 茂雄
	松本 芳己	桑本 慎吾	幅田 高広	入江 敏朗
	澤田 光秋	石賀 昭則	河上 幸徳	
欠席推進委員 (1人)	池山 晃広			
事務局	事務局長 山根 伸一、補佐 毎田 陽子、係長 高塚 泰子			
提案議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 議案第3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について			
報告事項				

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和4年度 第1回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p> <p>初めに農業委員会憲章の唱和を行います。</p>
全員 議長 事務局	<p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>成立宣言を事務局にお願いします。</p> <p>ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和4年度 第1回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。なお、推進委員の欠席者は池山委員です。以上です。</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名ですが、5番 福本委員、6番 三浦委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1ページをご覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>申請番号1番 農地の所在 大字杉下 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積830㎡。申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は1,170㎡になります。譲渡人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、譲渡人と譲受人の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地所取得後は水稻を耕作される予定です。</p> <p>売買価格は2筆全体で [REDACTED] 円、10a当りでは約 [REDACTED] 円になります。</p> <p>以上の1件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の小前委員は退席をお願いします。</p> <p>(小前委員の退席を確認)</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>

事務局

2ページをご覧ください。議案第2号 農用地利用集積計画について次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。

申請番号220番 農地の所在 大字森藤[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,268㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人ともに琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は[REDACTED]円、始期は令和4年4月13日、終期は令和14年4月12日、期間は10年間で新規、内容は野菜となっています。

申請番号221番から、18ページの申請番号252番までの外32件についてはご覧のとおりです。

19ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。

申請番号253番 農地の所在 大字大父[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,806㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人です。10a当りの借賃は無償、始期は令和4年4月13日、終期は令和5年4月12日、期間は1年間で新規、内容は飼料となっています。

20ページの申請番号254番から、29ページの申請番号273番までの外20件についてはご覧のとおりです。

なお、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、賃貸借権設定が30ページの申請番号274番から34ページの申請番号282番までの9件、使用貸借権設定が35ページの申請番号283番の1件です。

36ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。

申請番号1番 農地の所在 大字公文[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3,153㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。利用目的は飼料、売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10a当りでは約[REDACTED]円になります。移転時期、引渡時期はともに令和4年4月30日となっています。

申請番号2番 農地の所在 大字公文[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3,032㎡。申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は5,619㎡になります。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。利用目的は飼料、売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10a当りでは約[REDACTED]円になります。移転時期、引渡時期はともに令和4年4月30日となっています。

以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

	<p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(小前委員の復帰を確認)</p> <p>続きまして議案第3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見についてですが、関係委員の澤田委員は退席をお願いします。私も関係委員のため退席をしますので、議長を中本職務代理に交代いたします。</p> <p>(澤田委員、福田会長の退席を確認)</p> <p>(中本職務代理に議長を交代)</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>議案第3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>37ページをご覧ください。議案第1号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)に対する意見を求めます。</p> <p>整理番号1番 権利の設定を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の所在地 琴浦町大字八幡[REDACTED]、現況地目 畑、面積 1,213㎡。権利の種類は賃貸借権、権利の内容は普通畑、契約期間は5年間、開始年月日は令和4年4月13日、終了年月日は令和9年4月30日、10a当りの賃借料は[REDACTED]円となっています。</p> <p>整理番号1番の外1筆と、整理番号2番から41ページの整理番号8番までの外7件についてはご覧のとおりです。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、原案どおり提出することと決定いたします。</p> <p>(澤田委員、福田会長の復帰を確認)</p> <p>(福田会長に議長を交代)</p>
<p>議長</p> <p>石賀英男委員</p> <p>川崎委員</p> <p>議長</p>	<p>その他に移りたいと思います。農家相談日の報告についてですが、4月5日に行われた農家相談日には相談者がなかったということです。</p> <p>次に年間スケジュールについての報告を、農地委員会長の石賀英男委員と農政委員会長の川崎農政委員をお願いします。</p> <p>(農地委員会の年間スケジュールを報告)</p> <p>(農政委員会の年間スケジュールを報告)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p>

無いようですので、以上を持ちまして令和4年度 第1回琴浦町農業委員
員会総会を終了します。